

令和5年度における人事院の障害者就労施設等からの
物品等の調達推進を図るための方針

令和5年4月
人 事 院

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する基本方針（平成25年4月23日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和5年度における人事院の障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針（以下「本方針」という。）を定める。

1 令和5年度の目標

令和5年度における人事院の障害者就労施設等（法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、別紙1の物品等の種別ごとに、前年度分の実績額を上回ることを目標とする。

2 本方針の適用範囲

本方針は、事務総局及び国家公務員倫理審査会事務局における全ての調達に適用する。

3 障害者就労施設等からの物品等の調達推進に関する取組

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 調達を担当する課の役割

調達を担当する課（以下「調達担当課」という。）は、別紙1の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たって、事務総局会計課は、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第16号の2を活用して障害者就労施設等と随意契約を締結することなどにより、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争に参加する者の資格を定めるに当たって、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するなど、障害者の就労の促進に資する措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進態勢

院内に、障害者就労施設等からの物品等の調達のため、引き続き委員会等を設ける。(別紙2)

(4) 公務員研修所及び地方事務局(所)における調達

公務員研修所及び地方事務局(所)は、物品等の調達に当たって、例えば、官署所在地域における障害者就労施設等に関する情報を収集し、障害者就労施設等から調達可能な物品等を検討すること等により、官署所在地域又はその周辺の障害者就労施設等の受注機会の増大に努める。

(5) 調達実績の公表等

- ① 調達担当課は、毎会計年度終了後遅滞なく、当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の実績を、それぞれ事務総局会計課に報告するものとする。
- ② 事務総局会計課は、①による調達担当課の報告を取りまとめ、法第7条第1項の規定に基づき、その概要を速やかに人事院ホームページ上に公表するとともに、厚生労働大臣に通知する。

物品等の品目分類及び調達先の分類

【物品等の品目分類】

種別	品 目	具 体 例
物 品	① 事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	② 食料品・飲料品	弁当、飲料 など
	③ 小物雑貨	衣服、清掃用具、防災用品、非常食 など
	④ その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー等上記以外の物 品
役 務	① 印刷	ポスター、リーフレット、冊子、封筒などの印刷
	② クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③ 清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理 など
	④ 情報処理・テープ起 こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テー プ起こし など
	⑤ 飲食店等の運営	売店、レストラン など
	⑥ その他のサービス・ 役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、筆耕、文書の廃棄（シュレ ッター）、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）。
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

障害者就労施設等からの物品等の調達推進態勢

人事院障害者就労施設等からの物品等の調達推進委員会

委員長：総括審議官

副委員長：事務総局会計課長

委員：事務総局総務課長

職員福祉局職員福祉課長

人材局企画課長

給与局給与第一課長

公平審査局調整課長

公務員研修所教務部長

国家公務員倫理審査会事務局首席参事官

各調達担当課